

窓口支援事例 【鹿児島県 知財総合支援窓口】 平成 29 年度版

企業情報

PERICO Cafe

所在地	鹿児島県鹿児島市		
ホームページ URL	-		
設立年	2016年	業種	宿泊・飲食業
従業員数	2人	資本金	-

企業概要

PERICO cafe は、2016年4月に PERI COFFEE として鹿児島中央駅前に開業、のちに都市再開発のため2017年11月に上之園町に移転しました。誰もがくつろげる癒しの空間を目指し、日々お客様への感謝の心を忘れず最高のサービスを提供できるよう心がけています。30種類以上のドリンクやトースト、デザートをご用意して営業しております。



自社の強み

誰もが気軽にコーヒーを楽しめ、1日に何度でも立ち寄りたくなるように、低価格で種類豊富なドリンクを取り揃えています。また、鹿児島中央駅から徒歩5分圏内に立地しているため、通勤・通学の方や買い物途中の方などの御利用に大変便利です。テイクアウトドリンクは50円引きで、コーヒースタンドとして買っていかれるお客様も多いです。



一押し商品

イタリア製の本格的なエスプレッソマシンを使って一杯一杯バリスタが心を込めて丁寧に淹れる本格コーヒーは絶品です。また、コーヒーが飲めない方も楽しめるスカッシュやフルーツスムージーも人気の高いドリンクです。テイクアウトドリンクは、種類も豊富ですので気軽に様々な味わいをお楽しみ頂けます。



知財総合支援窓口活用のポイント

窓口活用のきっかけ

鹿児島中央駅に近い人通りの多い電車通りに面したビルの一階に創業したことで、地方 TV 局で紹介されたこともあり、店舗名とロゴの商標登録出願の必要性と重要性を意識されて電話相談されたことがきっかけです。

最初の相談概要

店舗名とロゴを入口やガラス窓に大きく表示され、多くの人々の目に触れ PR 効果を上げています。安心して顧客サービスに努め経営に専念し、繁栄を図るには、店舗名とロゴの商標登録が急務とのことで相談されました。専門家（弁理士）に商標の基本的役割や出願する上での留意点と商品・役務及び区分の最適化について助言を得られ、店舗名とロゴの2件を出願されました。

その後の相談概要

商標登録出願した2件のうち、ロゴは登録（商標登録第5935717号）となりましたが、店舗名は、先行調査時点での未公開の先願商標により、拒絶査定になりました。その後、都市再開発のために移転を余儀なくされ、移転先での新店舗名「PERICO」を商標登録出願されました。新店舗開店から2ヶ月後に登録（商標登録第6007517号）となり、PRに新店舗名とロゴを看板やツイッターに積極的に活用され、来店者も多くなり喜びの声をあげておられます。

窓口を活用して変わったところ

単独で開店したコーヒーショップの店舗名やロゴが商標登録されたことで、自身を持って広く情報発信でき、経営に集中できるとのことです。経営努力が実り、来客も多くなったので1人採用されています。自社ブランドを権利化できたことで目標も高くなり、将来は支店を持てるように励みますと宣言されています。

これから窓口を活用する企業へのメッセージ

商標は、今後、安心して事業を続けて広げていくのに必要で大切なことだと思います。商標登録自体は難しく、よくわからない事が多かったのですが、窓口担当者や専門家の方々が丁寧に教えてくださったので無事に登録することができました。査定までには時間がかかりましたが、登録してよかったです。自社のようなお悩みを抱えておられる事業者の皆様には、是非相談されるようお勧めします。

窓口担当者から一言（氏名：濱石和人）



最初の開業時に店舗名とロゴの商標の重要性を認識されていたので、速やかな商標登録出願に到りました。その後の都市再開発のための移転や店舗名の拒絶査定と大変だったと思います。しかし、意欲的に新たな出願や移転先での新店舗開店に取り組み、登録商標を看板やツイッターに使用され経営にうまく活かしておられます。